

東京都公報

発行
東京都

目次

39

告示

- 都税に係る徴収金の収納委託（二件）……………一
- …（主税局徴収部徴収指導課）……………一
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託……………二
- …（同）……………二
- 東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託……………三
- …（生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課）……………三
- 旅券法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………三
- …（生活文化スポーツ局都民生活部旅券課）……………三
- 東京都育英資金貸付条例による返還金の収納委託……………三
- …（生活文化スポーツ局私学部私学振興課）……………三
- 東京都写真美術館条例による特別閲覧料の徴収委託……………三
- …（生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課）……………三
- 東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託……………三
- …（生活文化スポーツ局施設部経営企画課）……………三
- 東京都計量検定所の手数料の徴収委託……………三
- …（生活文化スポーツ局計量検定所管理指導課）……………三
- 東京ウィメンズプラザの使用料の徴収委託……………三
- …（生活文化スポーツ局都民生活部東京ウィメンズプラザ）……………三
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託……………三

- …（都市整備局市街地整備部管理課）……………四
- 建築士事務所の業務報告書閲覧手数料の徴収委託……………四
- …（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………四
- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………四
- …（都市整備局市街地建築部建設業課）……………四
- 宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収委託……………四
- …（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）……………四
- 東京都営住宅条例等による使用料等の収納委託……………五
- …（住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課）……………五
- 東京都営住宅条例等による手数料の徴収委託……………五
- …（同）……………五
- 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例による手数料の徴収委託……………五
- …（環境局総務部環境政策課）……………五
- 電気工事士法関係手数料条例による手数料の徴収委託……………五
- …（環境局環境改善部環境保安課）……………五
- 都立自然公園の有料施設等の使用料の徴収委託……………五
- …（環境局自然環境部緑環境課）……………五
- 東京都廃棄物条例による手数料の徴収委託……………六
- …（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）……………六

告示

●**東京都告示第四百四十三号**
 東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

（一）名称 株式会社エースシステム

（二）所在地 足立区栗原四丁目七番十五号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託の内容

収納の事務を
 行う事務所
 取り扱う事務

東京都八王子都税事務所 都税に係る徴収金の収納事務
 東京都青梅都税支所
 東京都町田都税支所
 東京都立川都税事務所
 東京都府中都税支所
 東京都小平都税支所

東京都都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち自動車税環境性能割及び自動車税種別割に係るものの収納事務
 品川自動車税事務所
 練馬自動車税事務所
 足立自動車税事務所
 多摩自動車税事務所
 八王子自動車税事務所

●**東京都告示第四百四十四号**

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割（普通徴収のものに限る。）、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

委託した
 相手方
 委託内容
 委託期間

株式会社エヌ・テ 都税収納事務のと 令和五年四月一日
 イ・ティ・データ りまとめ及びモバ から令和六年三月

条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京観光財団

(二) 所在地 新宿区山吹町三百四十六番地六 日新ビル 六階

二 委託期間

令和五年四月一日から同年五月三十一日まで

●東京都告示第四百四十八号

東京都育英資金条例(平成十七年東京都条例第三十一号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の東京都育英資金貸付条例(平成十二年東京都条例第十八号)第十一条に規定する返還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 弁護士法人ブレインハート法律事務所

(二) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百四十九号

東京都写真美術館条例(平成二年東京都条例第二十号)第五条に規定する特別閲覧料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都歴史文化財団

(二) 所在地 東京都千代田区九段北四丁目一番二十八号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十号

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第九条第一項ただし書に規定する宿泊室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十一号

計量法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十四号)第二条及び東京都計量受託検査条例(昭和五十三年東京都条例第九十六号)第六条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 一般社団法人東京都計量協会

(二) 所在地 江東区新砂三丁目三番四十一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十二号

東京ウィメンズプラザ条例(平成七年東京都条例第二十二号)第五条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 オーディーエー株式会社

(二) 所在地 港区六本木七丁目六番三号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十三号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
- (二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十四号

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 一般社団法人東京都建築士事務所協会
- (二) 所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号 渡菱ビル 三階

二 委託期間

三 委託に係る手数料

建設士事務所の設計等の業務に関する報告書の閲覧手数料
東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二十条第十二号

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

根拠規定

●東京都告示第四百五十五号

建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 ヒューマンリソシア株式会社
- (二) 所在地 新宿区西新宿七丁目五番二十五号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

建設業及び解体工事業関係証明手数料
東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二十条第一号及び同条第四号

建設業許可申請手数料
東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第十七号)別表一の部第四の款一の項

建設業許可更新申請手数料
東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款二の項

経営規模等評価手数料
東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款六の項

総合評定値通知手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款七の項

経営状況分析手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款八の項

浄化槽工事業者登録申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款一の項

浄化槽工事業者更新登録申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款二の項

浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款三の項

浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款四の項

解体工事業者登録申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第十の款一の項

解体工事業者登録更新申請手数料

東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第十の款二の項

建設業許可の申請、変更の届出等に係る書類又はこれらの写しの閲覧手数料

東京都事務手数料条例第二十条第十二号

●東京都告示第四百五十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十二條の二第二項又は第二十二條の三第二項に規定する法定講習受講修了者から徴収する宅地建物取引士証交付申請手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

受託者名 所在地

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 千代田区富士見二丁目二番四号

公益社団法人全日本不動産協会 千代田区紀尾井町三番三十号

一般社団法人不動産協会 千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人全国住宅産業協会 千代田区麴町五丁目三番地

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）、東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）、東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）及び東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）に規定する使用料等の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）、東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）、東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）及び東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）に規定する使用料等、収入超過者及び高額所得者の証明に係る東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都住宅供給公社

(二) 所在地 渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百五十九号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例（平成十一年東京都条例第四十三号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社

(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十号

電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）第二条に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京都電気工事工業組合

(二) 所在地 中央区築地三丁目四番十三号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百六十一号

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）第五十三条の二に規定する有料施設等の使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 大島町

(二) 所在地 大島町元町一丁目一番十四号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立大島公園海のふるさと村

●東京都告示第四百六十二号

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第二十一条第一項に規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年四月三日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都環境公社

(二) 所在地 墨田区江東橋四丁目二十六番五号

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

